

# 令和3年5月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年5月28日(金曜日) 13時56分～15時55分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 伊藤委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局) 西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹  
森岡人事主幹 鶴澤係長 古賀係長 萩原主事

## 議事事項

### 1 令和3年4月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

多久市長、武雄市長、鹿島市長、小城市長、嬉野市長、神埼市長、吉野ヶ里町長、みやき町長、玄海町長、有田町長、大町町長、江北町長、天山地区共同斎場組合管理者から、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定に基づき、管理職員等の範囲の変更について通知があったため、所要の改正を行う必要がある。

### 3 宿日直勤務の許可について

概要について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

令和3年5月21日付けで労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定に基づき、佐賀県知事から申請された断続的な宿直又は日直勤務許可申請は、人事委員会の許可基準(昭和32年人委内規)を満たす。

#### 4 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

##### 1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の支給対象となる患者等の移送について、車両以外の手段（船舶、ヘリコプター等）で移送する場合の作業区分を整理するため。

##### 2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の患者等を車両以外の手段で移送する場合の作業区分について、車両で移送する場合と同様とすることとした。（附則第7項関係）

##### 3 施行期日

公布の日

#### 5 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

##### 1 改正の内容

- (1) 分校舎の教頭について、分校等の教頭と同様に、分校舎を独立した学校とみなすこととした。（取扱いの細目第4項関係）
- (2) その他、所要の改正を行うこととした。

##### 2 適用日

令和3年4月1日

## 6 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての承認変更について

佐賀県知事から申請のあった、期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについて、事務局から説明し、申請のとおり承認することを決定した。

### 【説明】

#### (申請内容)

係長級職員の期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算割合については、令和3年4月1日からライン職10%、スタッフ職5%とし、スタッフ職で既に10%の役職加算を受けている職員については、激変緩和措置として5年間(R8.3.31まで)に限り10%を適用することとした。

今回、研究職給料表から行政職給料表に異動した職員(係長級スタッフ職)についても激変緩和措置の対象となるようにするもの。

## 7 教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表の適用を受ける職務に異動した場合の期末手当及び勤勉手当における加算について

知事及び教育委員会からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

#### (申請内容)

令和3年4月から行政職の係長級職員の期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算割合について、職務・職責に応じた給与制度とするため、ライン職10%、スタッフ職5%と明確に区分し、運用通知の別表2を以下のとおり変更した。

給料表	職員
行政職給料表	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号。以下「初任給等規則」という。)第47条に規定する表の職務の級が4級の欄に掲げる職にある職員その他人事委員会が認める職員

規定の見直しを受けて、教諭(10%)から係長級(5%)への転任に伴い役職加算の割合が下がる職員については、運用通知の別表2ではなく規則の別表第1の備考4で読むこととし、これまで局長専決であった「校長職から課長補佐級、教頭職から係長級に転任する場合」も含めて、包括承認をするよう整理し直すこととした。

#### (検討結果)

規則の別表第1の備考4に定める「他の職員との均衡及び任用における特別の事情」があるかの判断が必要だが、

- ・県教育委員会(知事部局も含む)は、県全体の教育行政の指導管理を行うため、学校での経験が豊で指導力のある教育職員を登用していること
- ・これまでも、教行異動に伴い役職加算の割合が下がらないよう取り扱ってきたこと以上から、今回の申請については承認することが適当であると考える。

## 報告事項

### 1 職員団体からの2021年民間給与実態調査等に関する申し入れについて

佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で、委員長あてに提出された「2021年民間給与実態調査等に関する申し入れ」について、事務局から報告した。

### 2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会、公務労組連絡会等から全国人事委員会連合会会長への要請書及び同要請に対する全国人事委員会連合会会長の回答内容について、事務局から報告した。

### 3 令和3年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について

試験区分ごとの申込者数について、事務局から報告した。

試験区分	令和3年度			令和2年度			申込者数の増減	
	採用 予定者数	申込者数	倍率	採用 予定者数	申込者数	倍率	b - e (人)	b / e (%)
	a (人)	b	c b / a	d (人)	e	f e / d		
行政	23	249	10.8	23	217	9.4	32	114.7%
教育行政	7	69	9.9	15	57	3.8	12	121.1%
警察事務	4	25	6.3	5	32	6.4	▲ 7	78.1%
心理	1	3	3.0	3	12	4.0	▲ 9	25.0%
電気	1	9	9.0	2	3	1.5	6	300.0%
機械	1	2	2.0	-	-	-	-	-
総合土木	-	-	-	10	31	3.1	-	-
土木	8	27	3.4	-	-	-	-	-
建築	-	-	-	5	9	1.8	-	-
化学	3	13	4.3	1	14	14.0	▲ 1	92.9%
農政	12	41	3.4	10	32	3.2	9	128.1%
畜産	1	4	4.0	-	-	-	-	-
農業土木	4	13	3.3	-	-	-	-	-
林業	3	6	2.0	3	7	2.3	▲ 1	85.7%
水産	1	8	8.0	1	7	7.0	1	114.3%
保健師	8	19	2.4	5	18	3.6	1	105.6%
管理栄養士	-	-	-	1	12	12.0	-	-
少年補導職員	1	3	3.0	-	-	-	-	-
合計	78	491	6.3	84	451	5.4	40	108.9%

大学卒業程度

#### 4 令和3年度佐賀県職員採用試験[民間企業等職務経験者( U J I ターン枠 : 技術系 )] の申込状況について

試験区分ごとの申込者数について、事務局から報告した。

試験区分	令和3年度			令和2年度			申込者数の増減	
	採用 予定者数	申込者数	倍率	採用 予定者数	申込者数	倍率	b - e	b / e
	a (人)	b	c b / a	d (人)	e	f e / d	(人)	(%)
U J I ターン枠 (土木)	2	7	3.5	2	10	5.0	△ 3	70.0%
U J I ターン枠 (農政)	2	4	2.0	2	5	2.5	△ 1	80.0%
合 計	4	11	2.8	4	15	3.8	△ 4	73.3%

#### 5 懲戒処分について

令和3年5月21日付けで佐賀県知事が行った懲戒処分について、事務局から報告した。

#### 6 令和2年度佐賀県職員採用試験における任命権者(知事部局)の選択結果について

令和2年度に実施した採用試験の最終合格者に係る任命権者(知事)の選択結果について、事務局から報告した。

#### その他

- 1 行事予定について
- 2 第64回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について